

証券コード 8369
2019年6月3日

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

 株式会社 **京都銀行**
取締役頭取 土井伸宏

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
当行本店7階ホール |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容報告の件 |
| | 2. | 第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役3名選任の件 |

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使】

別紙の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

【重複行使の取り扱い】

議決権行使書用紙とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネットで議決権を重複して行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づきインターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - 株主総会参考書類第2号議案の取締役候補者9名および第3号議案の監査役候補者3名の詳細（略歴、顔写真等）については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。
 - 当行ウェブサイトのアドレスは次のとおりです。
(<https://www.kyotobank.co.jp/investor/index.html>)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主のみなさまへの安定的な配当を継続して行うことならびに内部留保の充実による経営体質の強化を図ることを基本としており、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当金は、業績ならびに将来の経営環境を総合的に勘案するとともに、株主のみなさまへの利益還元を図ることといたしております。

つきましては、当期の業績を鑑み株主のみなさまからのご支援にお応えするべく、普通配当30円に加えて特別配当40円を実施し、1株につき70円とさせていただきたいと存じます。なお、昨年12月に中間配当金として1株につき30円をお支払いいたしておりますので、当年度の配当金は1株につき100円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき	金	70円
総額		5,285,588,490円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	22,500,000,000円
-------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	22,500,000,000円
---------	-----------------

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため2名減員し、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	再任 たか さき ひで お 高 崎 秀 夫	取締役会長
2	再任 ど い のぶ ひろ 土 井 伸 宏	取締役頭取
3	再任 ひと み ひろ し 人 見 浩 司	専務取締役
4	再任 あ なみ まさ や 阿 南 雅 哉	専務取締役
5	再任 いわ はし とし ろう 岩 橋 俊 郎	常務取締役
6	再任 やす い みき や 安 井 幹 也	常務取締役
7	再任 はた ひろ ゆき 幡 宏 幸	取締役
8	再任 こいしはら のり かず 小石原 範 和 社外 独立	取締役
9	再任 おたぎり じゅん こ 小田切 純 子 社外 独立	取締役

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の 株 式 数
1	たか さき ひで お 高 崎 秀 夫 (1944年11月2日生)	1967年 4月 当行入行 1997年 6月 同 取締役審査部長 1998年 6月 同 取締役本店営業部長 2001年 6月 同 常務取締役 2008年 6月 同 専務取締役 2010年 6月 同 取締役頭取 2015年 6月 同 取締役会長 (現職)	13,037株
【取締役候補者とした理由】 2010年6月から取締役頭取、2015年6月から取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			
2	ど い のぶ ひろ 土 井 伸 宏 (1956年4月25日生)	1980年 4月 当行入行 2007年 6月 同 取締役人事部長 2008年 6月 同 常務取締役 2010年 6月 同 常務取締役本店営業部長 2012年 6月 同 常務取締役 2015年 6月 同 取締役頭取 (現職)	6,700株
【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、2015年6月から取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			
3	ひと み ひろ し 人 見 浩 司 (1960年11月27日生)	1985年 4月 当行入行 2012年 6月 同 取締役総合企画部長 2014年 6月 同 取締役本店営業部長 2015年 6月 同 常務取締役本店営業部長 2016年 6月 同 常務取締役 2017年 6月 同 専務取締役 (現職) リスク統轄部、事務統轄部、事務センター、システム部、監査部、生産性革新本部事務局担当	4,000株
【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門の部店長を務めた後、経営管理部門、リスク管理部門、事務・システム部門等の担当役員を歴任し、2017年6月から専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の 株 式 数
4	あ なみ まさ や 阿 南 雅 哉 (1962年3月27日生)	1985年 4月 当行入行 2012年 6月 同 取締役法人部長 2013年 4月 同 取締役営業支援部長 2015年 6月 同 常務取締役 2017年 6月 同 専務取締役営業本部長 (現職)	4,000株
		【取締役候補者とした理由】 営業部門の部店長を務めた後、営業部門の担当役員を歴任し、2017年6月から専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
5	いわ はし とし ろう 岩 橋 俊 郎 (1961年12月12日生)	1986年 4月 当行入行 2014年 6月 同 取締役三条支店長 2015年 6月 同 取締役融資審査部長 2016年 6月 同 常務取締役本店営業部長 2018年 6月 同 常務取締役 (現職) 市場金融部、秘書室、人事総務部、 金融大学校担当	3,300株
		【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門、融資審査部門の部店長を歴任し、2016年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
6	やす い みき や 安 井 幹 也 (1965年2月8日生)	1987年 4月 当行入行 2011年 4月 同 秘書室長 2014年11月 同 人事部長 2015年 6月 同 執行役員 (人事部長委嘱) 2017年 6月 同 取締役 2018年 6月 同 常務取締役本店営業部長 (現職)	3,060株
		【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2018年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の 株 式 数
7	はた ひろ ゆき 幡 宏 幸 (1963年4月16日生)	1987年 4月 当行入行 2012年 6月 同 九条支店長 2015年 6月 同 執行役員 (コンプライアンス統轄部長兼 コンプライアンス統轄部お客様サービス 室長委嘱) 2016年 6月 同 執行役員 (リスク統轄部長委嘱) 2017年 2月 同 執行役員 (生産性革新本部事務局長委嘱) 2018年 6月 同 取締役生産性革新本部事務局長 (現職)	4,340株
【取締役候補者とした理由】 人事部門、営業部門、リスク管理部門、経営管理部門の部店長を歴任し、2018年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			
8	こいしはら のり かず 小石原 範 和 (1945年6月11日生)	1964年 5月 京都府教育委員会 1988年 4月 京都府土木建築部用地課長 1998年 6月 同 園部地方振興局長 2002年 6月 同 出納管理局长 2004年 5月 同 企画理事兼危機管理監 2006年 5月 同 副知事 2010年 7月 京都府住宅供給公社 理事長 (現職) 2015年 6月 当行取締役 (現職)	1,300株
【社外取締役候補者とした理由】 2015年6月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。長年にわたる行政の責任者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験や知見を社外取締役としての独立した立場から、引き続き当行の経営に活かすため取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、当行の取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の 株 式 数
9	おたぎり じゆん こ 小田切 純 子 (1952年6月24日生)	1979年 4 月 滋賀大学 経済短期大学部助手 1980年 4 月 同 経済短期大学部講師 1987年 4 月 同 経済短期大学部助教授 1993年 4 月 同 経済学部助教授 1998年 4 月 同 経済学部教授 2017年 6 月 当行取締役 (現職) 2018年 4 月 滋賀大学 名誉教授 (現職)	500株
<p>【社外取締役候補者とした理由】2017年6月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。原価計算 管理会計を主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、その知見を社外取締役としての独立した立場から、引き続き当行の経営に活かすため取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、当行の取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 小石原範和、小田切純子の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。両氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって小石原範和氏は4年、小田切純子氏は2年となります。なお、小田切純子氏につきましては、職業上使用している氏名であることから上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は林純子氏であります。
3. 責任限定契約の締結
当行は、小石原範和、小田切純子の両氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する額といたしております。本総会において両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 独立役員への届出
小石原範和、小田切純子の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 取締役候補者9名の詳細（略歴・顔写真等）については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 松村孝之、佐藤信昭、石橋正紀の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
※1	なかまひこ 仲 雅彦 (1960年6月20日生)	1985年4月 当行入行 2012年6月 同 取締役公務部長 2013年6月 同 取締役審査部長 2014年4月 同 取締役融資審査部長兼融資審査部融資戦略室長 2014年6月 同 取締役融資審査部長 2015年6月 同 常務取締役 2017年6月 同 専務取締役(現職)	4,000株
【監査役候補者とした理由】営業部門の部長を務めた後、経営管理部門、営業部門、融資審査部門等の担当役員を歴任し、2017年6月から専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営について、客観的、中立的な監査を遂行することができる知識および経験を有することから監査役候補者として選任しております。			
2	さとうのぶあき 佐藤 信昭 (1945年1月3日生)	1974年4月 検事任官 2001年4月 釧路地方検察庁検事正 2002年6月 広島高等検察庁次席検事 2004年9月 最高検察庁公安部長 2006年5月 大阪地方検察庁検事正 2007年8月 弁護士登録(大阪弁護士会) 2008年2月 サムティ株式会社社外監査役 2008年3月 佐藤信昭法律事務所開設(現職) 2012年6月 株式会社ロイヤルホテル社外監査役(現職) 2015年6月 当行社外監査役(現職) 2016年2月 サムティ株式会社社外取締役 <重要な兼職の状況> 株式会社ロイヤルホテル社外監査役	400株
【社外監査役候補者とした理由】2015年6月から社外監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。弁護士として法務に精通し、その経験および幅広い知見により当行の経営について客観的、中立的な監査を遂行できることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去において社外役員となる以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、当行の監査役就任以降、社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
3	いし ぼし まさ き 石橋正紀 (1949年7月15日生)	1980年 8月 公認会計士登録 1982年 7月 陽光監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社 1990年 2月 税理士登録 2004年 7月 日本公認会計士協会常務理事 2013年 7月 税理士法人石橋会計事務所（現税理士法人石橋・笠原事務所） 所長（現職） 2013年 7月 公認会計士石橋正紀事務所 所長（現職） 2014年 4月 西宮市包括外部監査人 2015年 3月 シークス株式会社社外監査役（現職） 2015年 6月 当行社外監査役（現職） <重要な兼職の状況> シークス株式会社社外監査役	700株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 2015年6月から社外監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。公認会計士、税理士として財務および会計に相当程度の知見を有し、その経験および幅広い知見により当行の経営について客観的、中立的な監査を遂行できることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去において社外役員となる以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、当行の監査役就任以降、社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
3. 佐藤信昭、石橋正紀の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。両氏の当行社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって両氏ともに4年となります。
4. 責任限定契約の締結
当行は、佐藤信昭、石橋正紀の両氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する額といたしております。本総会において両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 独立役員の届出
佐藤信昭、石橋正紀の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 監査役候補者3名の詳細（略歴・顔写真等）については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。

以 上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

銀行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務などを行い、地域に密着した事業活動を推進いたしております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、自然災害の影響による一時的な下押しもあり力強さに欠くものの、総じてみれば緩やかな回復基調をたどりました。この間、企業部門では、設備投資が堅調に推移したものの、中国経済の減速などの影響で年末頃から輸出・生産活動に弱めの動きが目立ちました。一方、個人消費は、雇用・所得環境の改善を背景に底固く推移したほか、インバウンド消費も訪日外国人客の増加とともに順調に推移しました。期末にかけては、米中貿易摩擦の激化などによる世界経済減速への警戒感が高まる一方で、新たな時代の幕開けへの期待感が膨らむ中で、期を終えることとなりました。

事業の経過及び成果

このような環境のもと、当行は第6次中期経営計画「Timely & Speedy」(2017年度～2019年度)に基づき、メインテーマの「コンサルティング機能の発揮～つなげる～」のもと諸施策を推進した結果、当期の決算は次のとおりとなりました。

預金および譲渡性預金

預金につきましては、個人預金を中心に期中2,039億円増加して、期末残高は7兆921億円となりました。また、譲渡性預金につきましても、期中279億円増加して、期末残高は9,655億円となりました。この結果、預金および譲渡性預金の合計では、期中2,318億円増加して、期末残高は8兆576億円となりました。

貸出金

企業向け貸出が資金需要への積極的な対応で増加したのに加え、住宅ローンを中心とした個人向け貸出も堅調に増加したため、期中2,133億円増加して、期末残高は5兆4,875億円となりました。

有価証券

金利や株価、為替などの市場動向に注視しながら機動的かつ効率的な運用に努めました結果、期中1,600億円減少して、期末残高は2兆9,210億円となりました。なお、このうち時価会計に伴う評価差額（含み益）は、期中1,508億円減少して、当期末現在で6,003億円となっております。

損益状況

当期も厳しい収益環境が続く中であって、当行は、資産の効率的な運用・調達、および経営全般の効率化・合理化に鋭意努めるとともに、資産内容の健全性向上の観点から、厳格な資産の自己査定による償却・引当等に積極的に対応いたしました。

その結果、経常利益は、株式等売却益が増加したことなどから、前年度比181億16百万円増加して424億54百万円となり、当期純利益は前年度比116億72百万円増加して300億29百万円となりました。

また、当期における当行グループの営業成果は、連結経常利益で451億84百万円、親会社株主に帰属する当期純利益で316億81百万円となりました。

広域型地方銀行を標榜する当行では、広域にわたる店舗ネットワークが持つポテンシャルを最大限発揮するために、次のとおり諸施策の推進や商品・サービスの開発に取り組みました。

店舗・ATM

昨年7月、長浜支店を開設いたしました。長浜支店は、彦根支店内で営業を開始した後、同年11月に長浜市内の新店舗に移転し、グランドオープンいたしました。コンサルティング機能強化を目指す長浜支店は、事務室を省スペース化し応接ブースを拡充するとともに、事前予約により待ち時間なくご相談いただける来店予約システム、コミュニケーションロボットによる受付システムやお客さまに行員とともに

に操作いただくセミセルフ端末の導入など、お客さまの利便性を確保しつつ店舗運営の効率化を図っており、「次世代型店舗」の試金石と位置づけております。

加えて、本年2月、京都経済センターの竣工にあわせて、同センター内に京都経済センター出張所を設置する一方で、西五条企業会館支店を閉店して西七条支店に統合いたしました。

ATM（現金自動設備）につきましては、昨年10月に、当行が店舗展開を進めております「大阪府・滋賀県・奈良県・兵庫県・愛知県・東京都」において、ゆうちょ銀行ATMご利用時の「お引出し（平日8：45～18：00）」・「お預入れ（全日・全時間帯）」の利用手数料を無料とし、お客さまの利便性向上を図っております。

この結果、当期末現在の当行の店舗数は174か店、店舗外ATMの設置箇所数は301か所となりました。

生産性向上

昨年7月、お客さまから営業店へのお問い合わせに、専担のオペレーターがお答えする「電話受付センター」を開設いたしました。「電話受付センター」では、専担のオペレーターが高品質で均質化された迅速な応対を行うことで、お客さまへのサービス向上を実現するとともに、お客さまの声をいかして、商品・サービスの開発、改善にもつなげてまいります。

また、同月、営業店の融資事務を集中して行う「融資集中室」を設置したほか、本年3月に、融資審査業務においてAI（人工知能）が参考例を検索・提示することで行員の稟議書作成を補助するシステムの試行を開始いたしました。加えて、タブレット端末による手続きを推進し、お客さまの利便性向上と営業店の業務効率化に取り組んでおります。

働き方改革

行員が家族や地域などとのつながりを強め、より一層充実した生活を送ることで仕事に対する意欲を高めるために、男性従業員の育児休暇取得率100%を目指す「ハローパパ休暇」制度、全従業員の年次有給休暇取得を促進する「ふれあい休暇」制度を創設いたしました。

また、お客さまの働き方改革の取り組みをより一層積極的に支援するため、京都労働局と「働き方改革の推進に関する包括連携協定」を締結いたしました。

商品・サービス

多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えし、地域経済の活性化に向けたサポートを積極的に推進するため、次のような取り組みを行いました。

個人のお客さまに対する取り組みといたしましては、資産承継や相続対策ニーズ、あるいは資産運用ニーズの高まりに対応するため、昨年7月に「信託コンサルティング室」を設置し、同年10月から銀行本体での信託業務の取り扱いを開始したほか、同年12月に京銀証券株式会社3か所目の営業拠点となる「草津営業所」を開所いたしました。

住宅ローンのニーズに対しましては、昨年7月に当行5か所目のローン営業部となる「桂川・長岡ローン営業部」を設置し、休日にもご相談いただける体制の充実を図りました。

このように、「銀行・証券・信託」の各種サービスを、お客さまに身近な営業店を通じてワンストップで提供できる体制を強化いたしました。

一方、事業先に対する取り組みといたしましては、昨年10月、「京銀・東証イノベーションミーティング in けいはんな」を開催し、ベンチャー企業と上場企業との協業の場を設け、多くの企業にご参加いただきました。

また、本年2月に京都経済センター内に「きぎょうサポートオフィス」を設置いたしました。起業支援と企業の成長支援に向けたハブ機能を持つ拠点として、各種団体と連携・協力することで、オール京都で取り組む地域経済活性化の一翼を担ってまいります。

そのほか、昨年12月の「京銀技術課題相談窓口」開設や本年2月の「京銀輝く未来応援ファンド2号」設立など、創業段階から成長段階まで幅広いステージのお客さまの支援に取り組んでおります。

デジタル取引の充実

スマートフォンを使った取引では、利便性と安全性の向上を進め、普通預金・総合口座定期預金の口座開設や、24時間いつでも残高・入出金明細が確認できる「京銀アプリ」の登録可能口座を拡大したほか、京銀ダイレクトバンキングに「生体認証ログイン機能」を追加いたしました。

また、キャッシュレス決済の普及が進むなか、当行普通預金口座の利便性向上と小売店や飲食店などの取引先の販売促進・業務効率化支援を図るため、本年3月に、

銀行系デジタル通貨プラットフォーム「J-Coin Pay」との連携を開始いたしました。そのほかにも、当行グループ内のクレジットカード会社による中国系QRコード決済サービスの導入支援など、取引先の販売促進・業務効率化促進に向けて、グループ一体となって取り組んでおります。

持続可能社会の実現に向けた取り組み

当行は、創業以来「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念に掲げ、地域社会の発展を念頭においた企業活動をさまざまな形で行ってまいりました。2015年に国連サミットで策定された、持続可能な社会を実現するための国際目標「SDGs」への社会的な関心が高まる中、地域社会の一員としての役割を引き続き果たしてまいります。

まず、国際的な重要課題であるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について、より一層厳正に対応するため、昨年4月に「マネー・ローンダリング対策室」を設置したほか、リスク管理の高度化を図っております。

また、事業活動を通じた取り組みとしましては、お客さまから受け取る金利収入の一部を地域創生・地方創生に関わる事業へ寄付する寄付型ローンや、私募債を発行されるお客さまから受け取る手数料の一部で備品などを購入し、学校などに寄贈する寄付型私募債を推進いたしました。さらに、資金使途を持続可能社会の実現に関連した事業に限定する、グリーンボンドやサステナビリティボンドへの投資も行いました。

そのほか、「京銀ふれあいの森」での森林整備活動、京都市立小学校に通う小学生向けの体験学習事業「スチューデントシティ学習」への参画などさまざまな取り組みを行っております。

当期は、大阪府北部地震や大雨、あるいは台風などによる自然災害が相次ぎました。被害にあわれたみなさまに配慮して、災害により紛失された通帳・証書・キャッシュカードの無料での再発行に加え、個人向けローンの特別対応および事業者向け「災害復旧特別融資」の取り扱いなどを行いました。また、支援物資提供や災害見舞金の贈呈に加え、災害支援ボランティアへ行員が参加するなど、地域に寄り添った取り組みを行いました。

当行の対処すべき課題

中期経営計画（3か年）の最終年度となる2019年度は、ありがたい姿として掲げる「お客さまの期待に応える京都銀行」のもと、確かな成果を残すとともに次期中期経営計画へつなげる一年にしていきたいと思います。そして、これまでの2年間に進めてきた生産性革新をベースにした諸施策をはじめ、以下の事項に重点を置いた取り組みを進めてまいります。

[総合金融サービスの推進]

一昨年京銀証券株式会社の設立に加えて、昨年の銀行本体での信託業務参入によって、「銀行・証券・信託」の各サービスをワンストップで提供できるようになりました。今後は、行員のコンサルティング能力の向上を通じて、お客さまの資産形成・承継をはじめ創業・成長支援や事業承継など多様な相談ニーズにお応えしてまいります。また、グループ会社につきましても成長分野の機能強化を図るとともに、グループ一体となった効率的な事業展開を進めるなど、グループをあげて総合金融サービス業としての成長を推進してまいります。

[営業店の改革]

昨年新設した長浜支店（滋賀県長浜市）は、“事務拠点から相談拠点へ”をコンセプトに、コンサルティング機能の発揮を掲げる「次世代型店舗」の試金石と位置付けております。同時にデジタル化やキャッシュレス化をベースにした、新しい業務体制を構築・導入することで、お客さまの利便性を確保しつつ店舗運営の効率化を図ることもできました。この「長浜モデル」を今後さらに完成度を高めつつ既存店にも順次取り入れることで、コンサルティング機能の発揮を通じた成長促進とともに業務運営の効率性向上にも取り組んでまいります。

[持続的な企業価値の向上]

取り巻く環境が大きく変化する中においても、金融仲介機能を継続的に発揮し、また中長期にわたる持続的成長を遂げるため、経営の効率性向上や強固な財務基盤の構築のほか、コンプライアンスの徹底やお客さま本位の業務運営の実践など、ガバナンス体制の強化に努めてまいります。また地域活性化や環境・社会問題への取り組みのほか、働き方改革の推進など、持続可能社会の実現に向けての役割も果たしてまいります。こうした地域金融機関としての経営を実践し、京都銀行グループ

が一体となって、幅広いステークホルダーのみなさまの期待に応えつつ持続的な企業価値の向上につなげてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	64,107	66,578	68,881	70,921
定期性預金	25,383	25,455	25,012	23,656
その他	38,724	41,123	43,868	47,264
貸 出 金	46,064	49,869	52,741	54,875
個人向け	13,815	14,477	15,262	15,938
中小企業向け	17,890	18,846	20,088	20,779
その他	14,358	16,546	17,390	18,156
商品有価証券	5	0	1	1
有 価 証 券	28,065	28,692	30,811	29,210
国 債	9,412	7,694	5,665	5,098
その他	18,652	20,997	25,145	24,112
総 資 産	81,436	88,928	94,672	96,538
内 国 為 替 取 扱 高	394,377	378,878	378,430	398,925
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 10,523	百万ドル 10,972	百万ドル 16,847	百万ドル 19,570
経 常 利 益	百万円 31,442	百万円 25,139	百万円 24,338	百万円 42,454
当 期 純 利 益	百万円 20,436	百万円 17,780	百万円 18,356	百万円 30,029
1株当たりの当期純利益	円 銭 54.06	円 銭 235.16	円 銭 243.09	円 銭 397.69
信 託 財 産	—	—	—	5
信 託 報 酬	—	—	—	百万円 3

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経 常 収 益	1,126	1,104	1,102	1,335
経 常 利 益	340	278	269	451
親会社株主に帰属する当期純利益	213	186	193	316
純 資 産 額	6,530	7,662	9,323	8,509
総 資 産	81,544	88,994	94,785	96,651

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2017年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。1株当たりの当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,487人	3,508人
平 均 年 齢	36年11月	36年5月
平 均 勤 続 年 数	12年9月	12年3月
平 均 給 与 月 額	377千円	379千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
京 都 府	111店(うち出張所6)	111店(うち出張所5)
大 阪 府	31 (—)	31 (—)
滋 賀 県	14 (—)	13 (—)
奈 良 県	7 (—)	7 (—)
兵 庫 県	8 (—)	8 (—)
愛 知 県	2 (—)	2 (—)
東 京 都	1 (—)	1 (—)
合 計	174 (6)	173 (5)

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、移動店舗車を1台（前年度末1台）、店舗外現金自動設備を301か所（前年度末318か所）、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を23,367か所（前年度末22,668か所）それぞれ設置しております。
 2. 当年度において、西五条企業会館支店（京都市右京区）を西七条支店（京都市下京区）に統合しております。

ロ. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
長 浜 支 店	滋賀県長浜市八幡東町441番地5
本 店 営 業 部 京都経済センター出張所	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

(注) 上記のほか、当年度において次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

[店舗外現金自動設備の新設]

Oh! Me 大津テラス出張所	(滋賀県大津市)
カナートモール伏見出張所	(京都市伏見区)
四条室町出張所	(京都市下京区)

[店舗外現金自動設備の廃止]

京阪枚方市駅出張所	(大阪府枚方市)
平和堂石山店出張所	(滋賀県大津市)
イオンモール大日出張所	(大阪府守口市)
西武大津ショッピングセンター出張所	(滋賀県大津市)
梅津出張所	(京都市右京区)
さとう舞鶴店出張所	(京都府舞鶴市)
府庁第3号館出張所	(京都市上京区)
あべのハルカス近鉄本店出張所	(大阪市阿倍野区)
千里丘駅前出張所	(大阪府摂津市)
イズミヤ堅田店出張所	(滋賀県大津市)
近鉄百貨店橿原店出張所	(奈良県橿原市)
アヤハディオ水口店出張所	(滋賀県甲賀市)
向日市役所出張所	(京都府向日市)
イオン茨木店出張所	(大阪府茨木市)
近鉄布施駅出張所	(大阪府東大阪市)
近鉄奈良駅出張所	(奈良県奈良市)
サンプラザ八尾沼店出張所	(大阪府八尾市)
京阪北浜駅出張所	(大阪市中央区)
同志社大学今出川出張所	(京都市上京区)
寺町二条出張所	(京都市中京区)

また、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備は699か所増加いたしました。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	3,623
---------------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新設 (2か店)	183

- (注) 1. 上記のほか、当年度において店舗等の除却および売却を行っております。
2. 設備の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
烏丸商事株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地	不動産管理・賃貸業務、当行役職員への商品等あつ旋業務	1958年10月1日	百万円 10	% 100.00	—
京銀ビジネスサービス株式会社	京都市南区上烏羽南塔ノ本町25番地	事務代行業務	1983年7月1日	10	100.00	—
京都信用保証サービス株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地	信用保証業務	1979年10月18日	30	100.00	—
京銀リース・キャピタル株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	リース業務、投資業務	1985年6月10日	100	50.00	(注) 3
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	1982年11月15日	50	100.00	—
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	1989年9月18日	50	100.00	—
株式会社京都総合経済研究所	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	経済調査・研究業務、経営相談業務	1987年4月1日	30	100.00	—
京銀証券株式会社	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	証券業務	2016年10月1日	3,000	100.00	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等であります。
 4. 上記のほか、持分法適用の関連法人が1社あります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、取引先企業とデータ伝送により総合振込・口座振替・入出金取引明細等の各種データを授受するサービス、CNSと提携するコンビニエンスストア店舗で取引先企業に代わって代金を回収し回収結果をデータで提供するサービス、インターネットで口座振替の登録を行うサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
高 崎 秀 夫	取締役会長（代表取締役）		
土 井 伸 宏	取締役頭取（代表取締役）		
仲 雅 彦	専務取締役 公務・地域連携部、融資審査部、国際営業部、海外駐在員事務所担当		
人 見 浩 司	専務取締役 リスク統轄部、事務統轄部、事務センター、システム部、 監査部、生産性革新本部事務局担当		
阿 南 雅 哉	専務取締役 営業本部長		
岩 橋 俊 郎	常務取締役 市場金融部、秘書室、人事総務部、金融大学校担当		
安 井 幹 也	常務取締役 本店営業部長		
柏 原 康 夫	取締役相談役		
幡 宏 幸	取締役 生産性革新本部事務局長		
小石原 範 和	取締役（社外取締役）		
小田切 純 子	取締役（社外取締役）		
松 村 孝 之	常任監査役（常勤）		
濱 岸 嘉 彦	監査役（常勤）		
佐 藤 信 昭	監査役（社外監査役）	株式会社ロイヤルホテル社外監査役	
石 橋 正 紀	監査役（社外監査役）	シークス株式会社社外監査役	

- (注) 1. 取締役小石原範和氏、取締役小田切純子氏、監査役佐藤信昭氏および監査役石橋正紀氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役石橋正紀氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役小田切純子氏につきましては、職業上使用している氏名であることから上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は林純子氏であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11	436
監 査 役	4	57
計	15	493

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第103期定時株主総会において、年額600百万円以内と決議いただいております。
また、監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第105期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与金82百万円ならびに株式報酬型ストックオプション報酬額72百万円を含めております。なお、株式報酬型ストックオプションの報酬枠（年額150百万円以内）は、2008年6月27日開催の第105期定時株主総会において決議いただいております。
3. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は10百万円であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
小石原 範 和	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
小田切 純 子	
佐 藤 信 昭	
石 橋 正 紀	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
小石原 範 和	
小田切 純 子	
佐 藤 信 昭	株式会社ロイヤルホテル社外監査役
石 橋 正 紀	シークス株式会社社外監査役

(注) 社外役員の重要な兼職先と当行の間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
小石原 範 和	3年9か月	当期開催の取締役会13回の全てに出席しております。	長年にわたる行政の責任者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、必要に応じ意見を述べております。
小田切 純 子	1年9か月	当期開催の取締役会13回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
佐 藤 信 昭	3年9か月	当期開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会14回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
石 橋 正 紀	3年9か月	当期開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会14回の全てに出席しております。	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	4	27

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 200,000千株
 発行済株式の総数 75,840千株
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 9,505名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,214 千株	4.25 %
日本生命保険相互会社	3,033	4.01
東京海上日動火災保険株式会社	2,631	3.48
明治安田生命保険相互会社	2,500	3.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,296	3.04
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,630	2.15
京セラ株式会社	1,596	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・オムロン株式会社口)	1,528	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,389	1.84
住友生命保険相互会社	1,318	1.74

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (332千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 山口 弘志 指定有限責任社員 大竹 新	62	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検証したうえで、会計監査人の報酬の額について同意を行っております。 非監査業務として次の業務があります。 ・マネー・ローンダリング対策高度化に係る助言業務

(注) 当行、子会社および子法人等が当行の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は74百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続きを行います。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

第116期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金 額
経常	益	124,023
資	金	76,967
貸有コ預	出証	45,912
の	ル	29,001
信	の	1,564
役	他	18
受	託	470
そ	取	3
の	為	15,936
外	他	4,803
商	業	11,133
国	替	2,934
所	引	637
の	替	10
償	証	2,285
株	の	0
金	経	28,180
の	常	5
常	式	25,617
金	の	147
預	他	2,409
讓	の	9,361
コ	常	4,589
債	金	63
借	渡	405
金	一	1,689
の	券	476
支	利	1,990
所	の	145
国	他	7,202
金	取	858
の	為	6,344
倒	他	1,468
式	等	1,285
の	派	182
常	業	58,355
別	他	5,180
定	引	1,948
前	等	1,377
住	の	0
税	信	70
人	の	1,783
人	常	97
期	別	341
	定	42,210
	前	13,332
	住	△ 1,150
	税	12,181
	等	30,029
	純	
	等	
	調	
	等	
	利	
	事	
	業	
	整	
	合	
	業	
	額	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	入	
	却	
	用	
	費	
	業	
	額	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	
	損	
	用	
	費	
	用	
	料	
	用	
	費	
	用	
	損	
	却	

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	931,179	預 金	7,086,430
コールローン及び買入手形	96,078	譲 渡 性 預 金	944,059
買入金銭債権	14,045	コールマネー及び売渡手形	9,989
商品有価証券	145	債券貸借取引受入担保金	442,341
金銭の信託	30,074	借 用 金	57,943
有 価 証 券	2,917,433	外 国 為 替	214
貸 出 金	5,479,390	信 託 勘 定 借	517
外 国 為 替	42,530	そ の 他 負 債	58,731
リース債権及びリース投資資産	10,978	退職給付に係る負債	30,329
そ の 他 資 産	64,031	睡眠預金払戻損失引当金	753
有 形 固 定 資 産	76,980	偶 発 損 失 引 当 金	872
建 物	28,526	特 別 法 上 の 引 当 金	0
土 地	43,741	繰 延 税 金 負 債	161,224
建設仮勘定	157	支 払 承 諾	20,786
その他の有形固定資産	4,554	負 債 の 部 合 計	8,814,192
無 形 固 定 資 産	3,172	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,866	資 本 金	42,103
その他の無形固定資産	306	資 本 剰 余 金	34,331
繰 延 税 金 資 産	1,271	利 益 剰 余 金	363,391
再評価に係る繰延税金資産	46	自 己 株 式	△ 1,815
支 払 承 諾 見 返	20,786	株 主 資 本 合 計	438,011
貸 倒 引 当 金	△ 23,017	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	418,582
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 5,026
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 105
		退職給付に係る調整累計額	△ 3,341
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	410,109
		新 株 予 約 権	598
		非 支 配 株 主 持 分	2,215
		純 資 産 の 部 合 計	850,934
資 産 の 部 合 計	9,665,127	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,665,127

連結損益計算書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	科 目	金 額
経常	収 益	133,539
資	金 運 用 収 益	77,039
	貸 出 金 利 息	45,955
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	29,027
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	1,564
	預 け 金 利 息	18
	そ の 他 の 受 入 利 息	473
信託	報 酬	3
役	取 引 等 収 益	19,257
そ	の 他 業 務 収 益	9,086
そ	の 他 経 常 収 益	28,151
	償 却 債 権 取 立 益	6
	そ の 他 の 経 常 収 益	28,145
経常	費 用	88,355
資	金 調 達 費 用	9,368
	預 金 利 息	4,589
	讓 渡 性 預 金 利 息	61
	コ ー ル マ ー ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	405
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,689
	借 用 金 利 息	479
	そ の 他 の 支 払 利 息	2,141
役	取 引 等 費 用	7,177
そ	の 他 業 務 費 用	6,024
そ	の 他 経 常 費 用	60,629
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5,155
	そ の 他 の 経 常 費 用	1,815
	特 別 利 益	3,340
経特	利 益	45,184
	特 別 利 益	97
特	固 定 資 産 処 分 益	97
	固 定 資 産 処 分 損	341
	固 定 資 産 処 分 損	341
	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	0
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	44,940
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	14,111
法	人 税 等 調 整 額	△ 938
法	人 税 等 合 計	13,172
当	期 純 利 益	31,767
非	支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	86
親	会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	31,681

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

株式会社 京 都 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 弘 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

株式会社 京 都 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 弘 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京都銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月8日

株式会社 京都銀行 監査役会

監査役（常勤） 松 村 孝 之 ㊟

監査役（常勤） 濱 岸 嘉 彦 ㊟

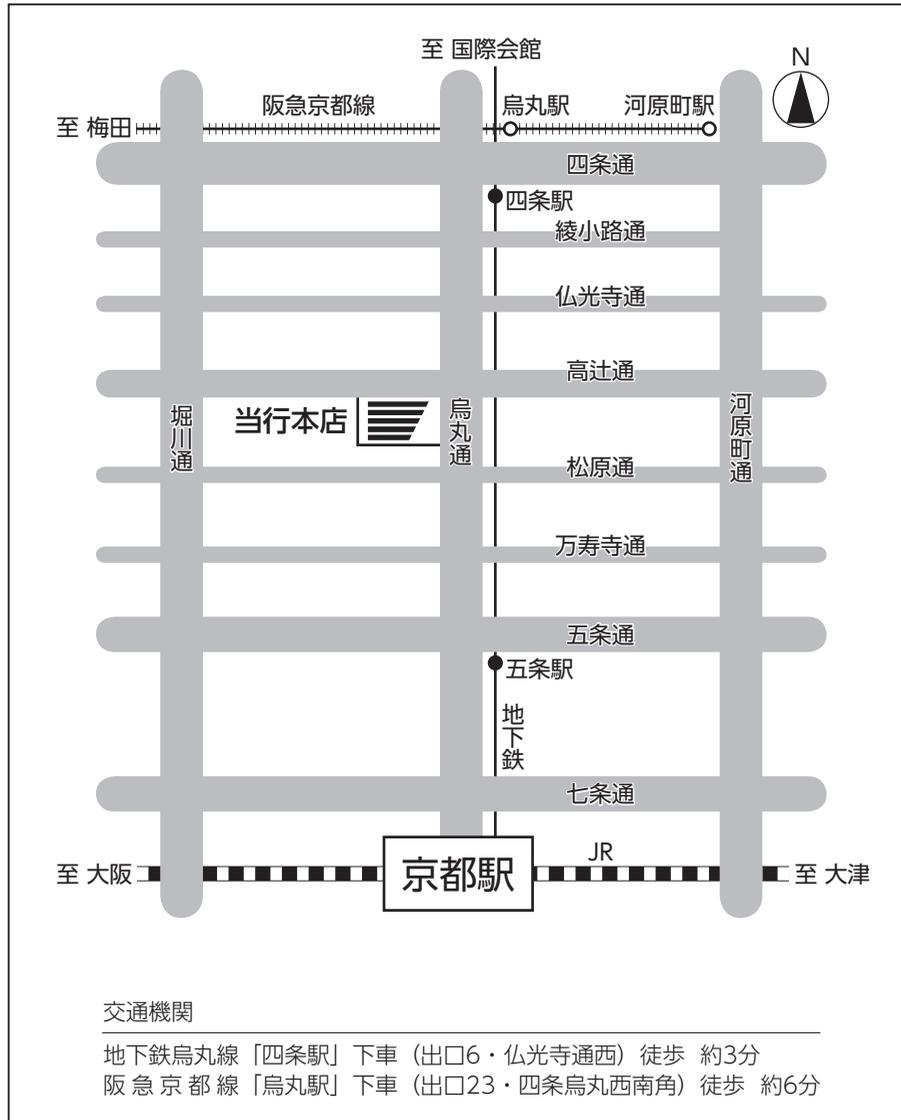
監 査 役 佐 藤 信 昭 ㊟

監 査 役 石 橋 正 紀 ㊟

(注) 監査役佐藤信昭及び監査役石橋正紀は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



(お願い) 駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。